

栃 木 県 美 術 作 品 等 取 得 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県美術作品等取得基金条例（昭和63年栃木県条例第4号）第6条及び美術館運営費（指定物品等購入費）による美術作品等の取得（以下「作品の取得」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 栃木県立美術館長（以下「館長」という。）は、作品の取得を行おうとする場合は、栃木県立美術館美術作品等取得計画書（別記様式第1号。以下「計画書」という。）を作成し、栃木県生活文化スポーツ部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。

2 部長は必要に応じ、計画について、知事、経営管理部長と協議するものとする。

(美術資料選考評価委員会)

第3条 作品の取得に当たり、選考及び評価を適正に行うため、栃木県立美術館美術資料選考評価委員会（以下「評価委員会」という。）を栃木県立美術館に設置する。

2 評価委員会の委員は、館長が任命する。

3 評価委員会に附議する事項は、前条に基づき協議が終了した計画書とする。

4 評価委員会は、前項の計画書について、作品選考と評価価格について審議する。

(取得金額の区分)

第4条 栃木県美術作品等取得基金（以下「基金」という。）で取得する美術作品等は、原則として、一点当たり2千万円以上のものとする。ただし、緊急に取得しなければならない場合等、特別な事情が生じた場合においては、この限りではない。

2 美術館運営費（指定物品等購入費）で取得する美術品等は、原則として、一点当たり2千万円未満のものとする。

(基金による取得等の事務)

第5条 基金に関する事務は、部長が総括する。

2 館長は、第2条第2項の協議及び第3条第4項の協議を経た後、基金で作品の取得を依頼する場合には、美術作品等取得依頼書（別記様式第2号）を作成し、部長に提出しなければならない。

3 部長は、前項の規定により取得した美術作品等（以下「基金財産」という。）の保管を館長に依頼するものとする。

- 4 館長は、前項の規定により基金財産の保管の依頼を受けたときは、適切な管理のもとに当該基金財産を保管するものとし、必要に応じ、展示することができるものとする。
- 5 館長は、基金財産の引渡しを受けようとするときは、基金財産引渡要求書（別記様式第3号）を部長に提出しなければならない。
- 二 基金財産の引渡し価格は、当該基金財産を取得した額とし、館長は、その額を基金へ振り替えるものとする。
- 三 部長は、前項の振替が行われた後、当該基金財産を、基金財産引渡書（別記様式第4号）により引き渡すものとする。
- 6 部長は、基金の状況を明らかにするため、基金台帳（別記様式第5号）を備えなければならない。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、作品の取得に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8(2026)年4月1日から施行する。